

議案第15号

財産（土地）の無償貸付について

次のとおり財産（土地）を無償貸付するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

1 無償貸付する財産及び数量

北上市幸町400番 外1筆

5,852.83平方メートル

2 無償貸付の目的

既存体育施設の老朽化及び市の課題解決を図るため、公民連携により体育施設の建替え及び都市拠点形成に資する民間収益施設を整備し、土地の高度利用化を図るものである。

3 無償貸付の相手方

岩手県北上市大通り三丁目7番26号

北上駅西口開発事業合同会社

有限責任社員

株式会社久保田ホールディングス 代表取締役 久保田 定

株式会社タカヤ 代表取締役社長 細 屋 伸 央

久保田 恭 輔

4 無償貸付する契約の期間

令和5年6月23日から起算して30年間とする。契約期間は両当事者の合意により更新することができる。

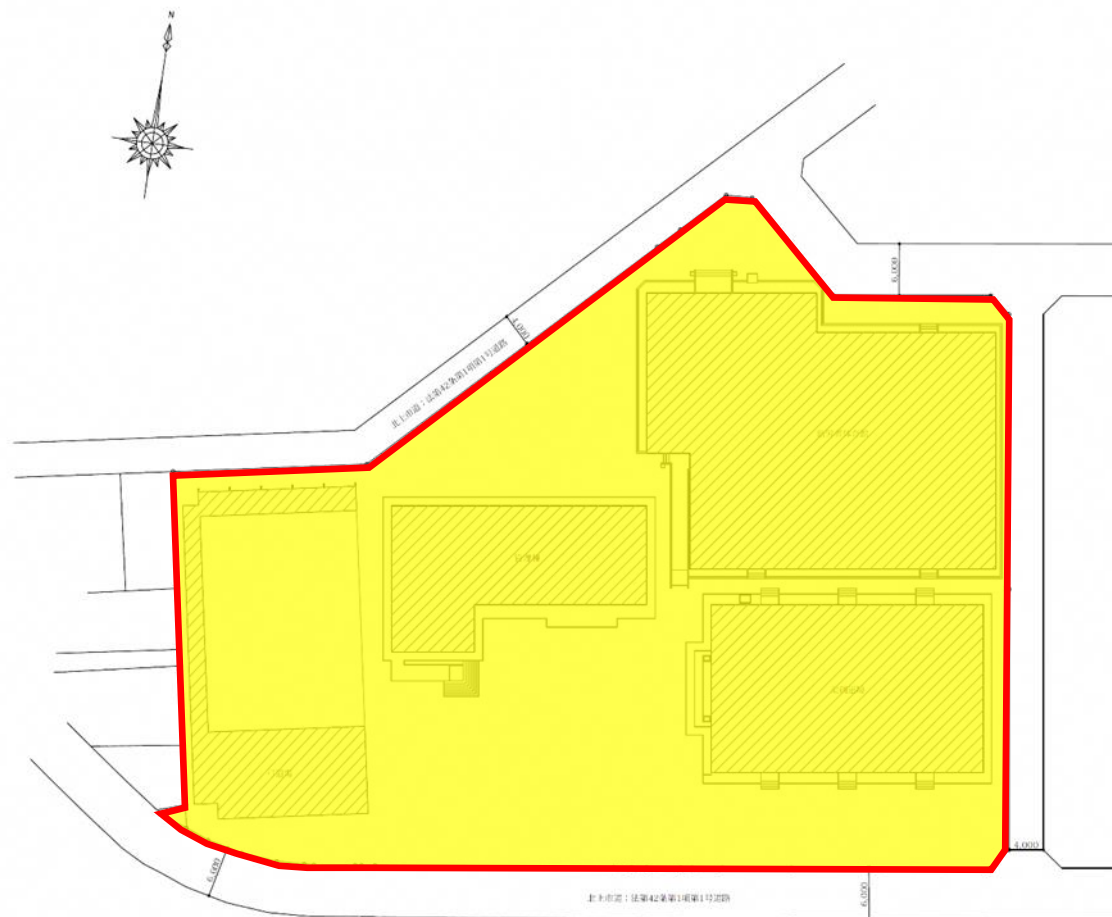
令和5年6月9日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

公民連携により体育施設の建替え及び都市拠点形成に資する民間収益施設を整備し、土地の高度利用化を図るため、土地を無償で貸し付けしようとするものである。

無償貸付する土地の位置図



地番	地目	面積 (㎡)
北上市幸町400番	宅地	4.68
北上市幸町407番	宅地	5,848.15